

<p>令和4年度第2回 公契約審議会</p> <p>令和5年2月17日（金）午後1時00分～</p> <p>政策会議室</p>	
出席委員	石原委員、市橋委員、榊原委員、清水委員
事務局	朽名財務部長、本多契約検査課長、北村課長補佐、神藤課長補佐、加藤主査、鈴木主査
契約検査課長 財務部長 会長  課長補佐 会長 各委員 会長  課長補佐 会長 委員  会長 課長補佐    委員	<p>開会宣言</p> <p>挨拶</p> <p>次第1「前回審議会の確認事項について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（次第1）</p> <p>意見はありませんか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>続いて次第2「労働報酬下限額について」ですが、3項目ありますので3つに区切りたいと思います。まず（1）工事請負契約 について事務局から説明をお願いします。</p> <p>説明（次第2）の内、（1）</p> <p>意見はありませんか。</p> <p>物価上昇について、事業者に与える影響はかなり大きいと思いますが、労働者についても厳しい状況であり、本来なら労働報酬下限額を物価上昇に見合った分だけ上げたほうがいいと思います。しかし、経済活動が完全に回復したわけではないですし、今年は賃上げムードもあります。いつコロナ禍以前の状態に戻るのかという判断は難しいですが、細かい状況も見たうえで、今後、掛け率を上げるということを含めた検討をしてほしいと思います。今回、変更なしとすることについては、やむを得ないと思います。</p> <p>事務局（案）の内、但し書きの部分を具体的に説明してください。</p> <p>設計労務単価が設定されていない職種がいくつかあります。その場合には、別途愛知県が定める当該職種の設計労務単価の額を用いて算定します。愛知県においても設計労務単価が設定されていない職種の場合には、まず設定があった直近3年間の当該職種の設計労務単価を確認した上で、同年の普通作業員の設計労務単価と比較し、その割合を当年度の普通作業員の設計労務単価に乗じて設定するものです。</p> <p>設計労務単価の引き上げを反映した設計がされていることは理解しています。物価が上昇しているため一般の労働者の賃金を底上げしていくことはいいことだと思います。但し、まだまだ先が見えない状況の中で</p>

会長	<p>大幅に掛け率を変えていくことは難しいと思います。また、公共事業自体の財源が増えていますが、委託業務に充てる予算額も比例して上がっていけば、掛け率を見直すことも検討できると思います。したがって、今回、現状維持とすることは妥当だと思います。</p> <p>それでは、次第2「労働報酬下限額について」の(1)については、事務局より説明していただいたとおり、変更なしということによろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
会長	<p>続いて、(2) 工事請負以外の契約(委託業務契約・指定管理協定) について事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	説明(次第2)の内、(2)
委員	<p>愛知県は全国の中でも最低賃金が高い方であるため、現状維持とすることについては、事業者側としては助かります。もう少し経済がうまく回っていく中で、委託業務についても豊橋市の予算額が増加していけばいいと思います。また、委託業務の最低制限価格70%について、工事と同等水準の85から90%くらいまで上がってくると、適正な金額で競争ができて、労働者に給料も支払うことができると思います。今回は、現状維持でいいと思います。</p>
会長	<p>それでは、次第2「労働報酬下限額について」の(2)については、事務局より説明していただいたとおり、今回は変更なしということによろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
会長	<p>続いて、(3) 工事請負における未熟練者・年金受給者 について事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	説明(次第2)の内、(3)
会長	意見はありませんか。
各委員	(意見なし)
会長	<p>それでは、次第2「労働報酬下限額について」の(3)については、事務局より説明していただいたとおり、変更なしということにしたいと思います。</p>
各委員	異議なし
会長	<p>続いて、次第3「特定公契約対象範囲の拡大について」事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	説明(次第3)
会長	<p>基本的には変更なしでいいと思います。なお、資料10ページの表の加東市について、最近相次いで入札価格漏えい事件が起きています。自治体の規模は小さいですが、特定公契約の対象となる金額は豊橋市と同</p>

	<p>額ですので件数は相対的に少なくなっています。このことから、一つの仮説として、特定公契約の対象を増やすことにより、ある意味で統制効果があるのではないかと思います。</p> <p>一方で、世田谷区の委託対象件数は 445 件となっています。この点について、どのように運用しているのか調査していただき、その結果を次年度の公契約審議会で報告してもらうことで、次の議論に繋げていけたらと思います。</p>
会長	<p>その他意見はありませんか。</p>
各委員	<p>(意見なし)</p>
会長	<p>それでは、次第 3 「特定公契約対象範囲の拡大について」については、事務局より説明していただいたとおり、変更なしということにしたいと思います。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>続いて、次第 4 「答申について」事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>説明 (次第 4)</p>
委員	<p>付記の内、条例の周知に関する部分についてです。来年度で公契約条例の施行から 8 年も経ったのに、全ての元請事業者が理解されていないことについては、寂しいと感じます。下請事業者に対して労働環境確認書を求めることについて発言したこともあります。まずは元請事業者の理解度が 100%になるような方策を検討していくべきではないでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、付記の内、「特定公契約の対象事業者には公契約条例の認知度は高い状況にあるが」の部分について、元請事業者の理解に関する文言を入れるというのはどうでしょうか。</p>
委員	<p>いいです。</p>
会長	<p>それでは、修正した文言を作成後、一度私の方で確認した上で、全委員で確認するということがいかがでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
委員	<p>組合や業界が集まった際に、条例の内容を周知するなどして、条例の普及に向けた活動をしていきたいです。</p>
会長	<p>付記の内、単に「周知を強化する」ではなく、「周知支援」という文言を入れたらどうでしょうか。</p>
委員	<p>下請事業者まで条例の趣旨が守られるよう、引き続き取り組んでいただきたいです。</p>
会長	<p>ほかに意見がありますか。</p>
各委員	<p>(意見なし)</p>
契約検査課長	<p>それでは、答申 (案) については、事務局で修正したものをまず会長</p>

	<p>に確認していただき、メールで委員の皆さんに内容を確認していただく形でご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。</p>
--	--

閉会宣言